

第2章 廃棄物の適正な処理・資源循環型社会の推進

第1節 一般廃棄物

1 現 況

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造に加え、住民の都市型生活への指向は、ごみ排出量の増大や質の多様化をもたらし、その処理・処分に伴いダイオキシン類の発生や最終処分場の確保難等の問題を引き起こしている。このような問題を解決するためには、これまでの廃棄物を効率よくかつ安全に処理・処分することから、ごみの排出をできるだけ抑制し、資源として有効利用できるものは極力再生利用する、新たな循環型処理システムへの転換が必要である。

我が国におけるダイオキシン類の排出は、そのほとんどを一般廃棄物の焼却施設が占めているといわれ、県では、対策が困難な小規模施設を、ダイオキシン類対策が可能な一定規模以上の全連続炉に集約することとし、平成10年3月「愛媛県ごみ処理広域化計画」（資料編11-1参照）を策定した。計画では、期間をおおむね10年間とし、県内を5ブロックに分けて集約を進めることとしており、ブロック内の市町ではブロック協議会等を設立し、過渡期の対応も含めて計画の推進を図っているところである。

一方、し尿や生活雑排水のいわゆる生活排水対策の推進も、身近な河川や海などの水質浄化を図るうえで重要な課題となっている。このため、し尿処理施設の高度処理を推し進めるとともに、生活雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽の設置整備事業等を推進している。合併処理浄化槽については、平成13年4月から単独処理浄化槽の設置が原則として認められなくなったことから、今後更に設置が進むことが期待されている。

県では、ごみの減量、リサイクルの推進についての市町の積極的な取組指導と併せて、市町が実施するダイオキシン類対策事業などに対して、技術的及び財政的援助を行うとともに、ごみ問題等に対する県民啓発を積極的に進めている。

(1) ごみ処理の状況

ごみ排出量の増加と処理困難物等への対応、資源化の推進等のため、積極的な施設整備を図っており、平成18年度末では、ごみ焼却施設24施設【ゴミ燃料化施設（RDF）2施設を含む】（能力1,924トン/日）（資料編11-2参照）、資源化施設であるリサイクルプラザ・センター7施設（105トン/日）などが整備されている。また、県人口の99.8%（約1,483千人）についてごみの収集処理が行われており、図2-2-1のとおり、年間総排出量は、約54.8万トンとなっている。そのうち、収集ごみ及び直接搬入ごみの73.1%が焼却施設で処理され、3.0%が埋立処分、約9.8万トンが資源化され、リサイクル率は17.9%となっている。

(2) し尿処理の状況

し尿の処理は、し尿処理施設、浄化槽、コミュニティ・プラント及び公共下水道により行われている（図2-2-2参照）。

汲み取りし尿人口は、約31万人で県人口の20.7%に相当する。また、し尿処理施設は20施設1,510kℓ/日が整備されている（資料編11-3参照）。

浄化槽は、約20万9千基が設置され、処理人口は約52万人であり、普及率は約34.8%である。

コミュニティ・プラントは、8施設で処理人口は約6.8千人であり、普及率は約0.5%である。
 なお、施設整備事業の概要を表2-2-1に示す（一般廃棄物最終処分場の現況は資料編11-4参照）。

図2-2-1 ごみの排出及び処理状況（平成18年度速報値）

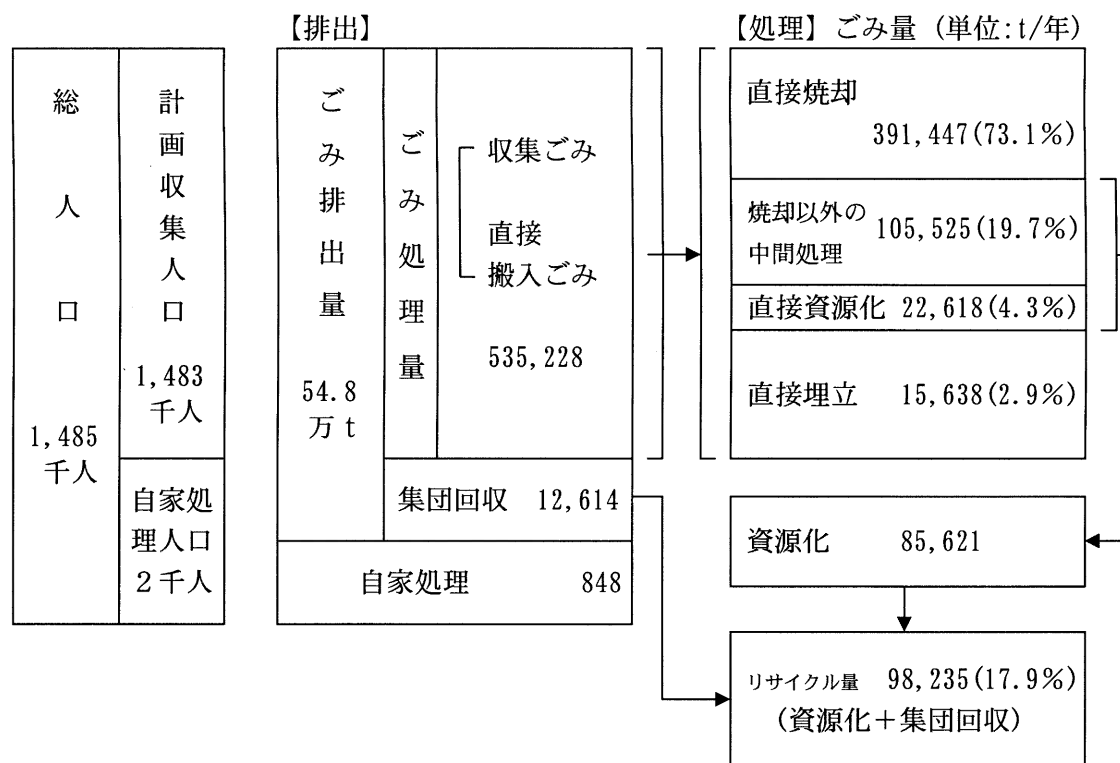
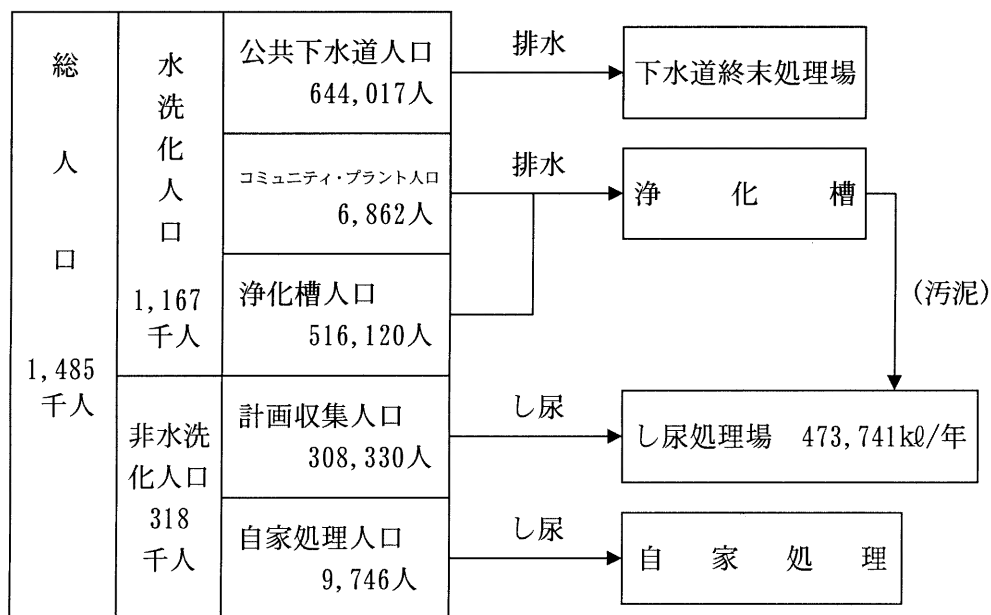


図2-2-2 し尿処理の状況（平成18年度速報値）



※ 浄化槽人口は、単独処理浄化槽人口、合併浄化槽人口、農業集落・漁業集落排水処理施設人口の合計である。

表 2 - 2 - 1 施設整備事業の概要（18年度事業）

事業名	箇所数	市町村名
施設整備	ごみ焼却施設	1箇所 上島町
	最終処分場	1箇所 新居浜市
合併処理浄化槽整備	合併処理浄化槽設置整備事業	17市町 2,613基 松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
	浄化槽市町村整備推進事業	7市町 173基 今治市、八幡浜市、伊予市、上島町、久万高原町、伊方町、鬼北町

(3) 一般廃棄物焼却施設のダイオキシン類濃度測定結果

ダイオキシン類排出量を削減するため、平成9年12月1日の廃棄物処理法令の改正により、市町が設置するごみ焼却施設について施設の構造・維持管理基準が段階的に強化され、平成14年12月1日に完全施行された。この規制強化に対応するため、平成10年3月に策定した「愛媛県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町ごみ焼却施設のダイオキシン類対策を推進した結果、計画策定時点で38施設中、当時のダイオキシン類排出基準や構造基準に適合する施設が6施設であったものが、新基準が完全施行された平成14年12月1日までに7施設が更新し、12施設が改造され、残りの13施設が近隣の市町施設に集約化され、現在は、県内で発生するすべての家庭ごみは、新しい基準に適合した25（うち1施設休止）の市町施設で適正に処理されている。

平成8年度から始まったごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出実態調査の平成18年度結果では、ダイオキシン類排出濃度は、0.00～4.0ng-TEQ / Nm³の範囲で、平均値は0.55ng-TEQ / Nm³であり、平成8年度（18.0ng-TEQ / Nm³）と比べ、96.9%減少している（表2-2-2、資料編11-5参照）。

なお、松山市中島クリーンセンター（5トン/日×1炉、平成15年4月稼働）では、平成17年9月に実施したダイオキシン類自主測定の結果、排出ガスから基準値を超えるダイオキシン類が検出されたため、測定結果が判明した平成17年10月21日に運転を停止し、機械設備の点検や燃焼温度を上げる等の改善を行った結果、基準値内であることが確認されたので、平成18年4月10日から運転を再開した。

また、民間が設置する一般廃棄物の焼却施設1施設（2施設は休止中）では、ダイオキシン類排出濃度は0.17ng-TEQ / Nm³であり、基準を超える施設はなかった（表2-2-2、資料編11-6参照）。

表 2 - 2 - 2 一般廃棄物焼却施設のダイオキシン類排出濃度

【市町ごみ焼却施設】

年 度	稼働施設数 (炉数)	ダイオキシン類排出濃度 (ng / Nm ³)	
		最小値～最大値	平均 値
平成 8 年度	38 (63)	0.20 ～ 73	18.0
平成 9 年度	37 (62)	0.05 ～ 53	12.4
平成 10 年度	36 (61)	0.09 ～ 48	7.09
平成 11 年度	36 (61)	0.01 ～ 47	6.32
平成 12 年度	36 (61)	0.01 ～ 51	5.44
平成 13 年度	34 (58)	0.00 ～ 34	4.84
平成 14 年度	25 (45)	0.00 ～ 8.4	0.73
平成 15 年度	25 (45)	0.00 ～ 6.9	0.47

平成 16 年度	25 (45)	0.00 ~ 5.8	0.43
平成 17 年度	25 (45)	0.00 ~ 6.8	0.75
平成 18 年度	25 (45)	0.00 ~ 4.0	0.55

【民間が設置する焼却施設】

年 度	稼働施設数 (炉数)	ダイオキシン類排出濃度 (ng / Nm ³)	
		最小値 ~ 最大値	平 均 値
平成 10 年度	6 (7)	0.0024 ~ 58	9.8
平成 11 年度	6 (7)	0.014 ~ 14	2.1
平成 12 年度	6 (7)	0.01 ~ 24	3.52
平成 13 年度	6 (7)	0.12 ~ 6.7	1.99
平成 14 年度	3 (4)	0.00 ~ 0.69	0.32
平成 15 年度	3 (4)	0.00 ~ 0.21	0.10
平成 16 年度	2 (3)	0.07 ~ 0.14	0.10
平成 17 年度	2 (3)	0.065 ~ 0.44	0.29
平成 18 年度	1 (1)	0.17	0.17

2 対 策

一般廃棄物の処理は、これまでの大量の廃棄物を専ら焼却や埋立てによって処理するシステムを変更し、廃棄物を資源としてとらえ、資源の有効利用、環境への負荷の低減の観点から積極的にリサイクルを行う、資源循環型の処理体制への転換を図ることとしている。このため、これまでの大気汚染、水質汚濁等公害防止のための施設整備及び適切な維持管理の推進に加えて、平成 10 年 3 月に策定した「愛媛県ごみ処理広域化計画」に基づき、積極的なごみの減量化、リサイクルの推進を図りながら、ごみ焼却施設、資源化施設、最終処分場等について広域的な整備を行うこととしている（資料編 11 - 1 参照）。

また、ごみ焼却施設は、将来的には、ダイオキシン類恒久対策として高度な処理機能を有する大規模施設に集約することとしており、現在、ブロック内の市町は協議会などを設立し、広域化計画に基づく周辺施設との集約化について協議を進めているが、県としても、広域化計画の具体化に向けて必要に応じて市町間の調整を行い、ダイオキシン類対策の施設整備に対する財政支援と併せダイオキシン類の排出削減を図っていくこととしている。

その他ごみ焼却にかかるダイオキシン類削減対策としては、県有の焼却施設の使用中止、学校での焼却炉の使用中止を行うとともに、市町を通じ簡易小型焼却炉でのごみ焼却の抑制を図ってきたところであるが、平成 13 年 4 月からいわゆる野焼きが禁止されたことや、これまで規制の対象外であった簡易小型焼却炉にも平成 14 年 12 月からは構造基準が適用されることとなったことから、安易な焼却をやめダイオキシン類対策の完備した市町施設で処理するよう強力に指導を行っているところである。

第 2 節 産業廃棄物

1 現 況

産業廃棄物には、燃え殻、汚泥、廃油等19種類が定められており、その排出及び処理状況、処理施設の設置状況は次のとおりである。

(1) 発生・排出状況

平成17年度に実施した実態調査結果によると、平成16年度の産業廃棄物の発生量は9,637千トン、発生量から有価物などを除いた排出量は9,514千トンとなっている。

業種別排出状況

業種別にみると、製造業が6,597千トン（排出量の69.3%）で最も多く、次いで、農業が1,055千トン（同11.1%）、建設業が1,048千トン（同11.0%）、電気・水道業が731千トン（同7.7%）となっており、これら4業種で全体の99%を占めている。

表 2 - 2 - 3 業種別排出量（単位：千トン/年、%）

業 種	排 出 量	構成比
合 計	9,514	100.0
製 造 業	6,597	69.3
農 業	1,055	11.1
建 設 業	1,048	11.0
電気・水道業	731	7.7
鉱 業	14	0.1
そ の 他	69	0.8

種類別排出状況

種類別にみると、汚泥が6,515千トン（排出量の68.5%）で最も多く、次いで、動物のふん尿が1,054千トン（同11.1%）、がれき類が893千トン（同9.4%）、ばいじんが403千トン（同4.2%）、木くずが223千トン（同2.3%）、燃え殻が78千トン（同0.8%）となっており、これら6種類で全体の96%を占めている。

表 2 - 2 - 4 種類別排出量（単位：千トン/年、%）

業 種	排 出 量	構成比
合 計	9,514	100.0
汚 泥	6,515	68.5
家畜ふん尿	1,054	11.1
がれき類	893	9.4
ばいじん	403	4.2
木くず	223	2.3
燃え殻	78	0.8
そ の 他	348	3.7

圏域別排出状況

圏域別にみると、宇摩圏が5,009千トン（排出量の52.7%）で最も多く、次いで、新居浜・西条圏が1,787千トン（同18.8%）、松山圏が1,100千トン（同11.6%）、八幡浜・大洲圏が774千トン（同8.1%）、今治圏が603千トン（同6.3%）、宇和島圏が242千トン（同2.5%）となっている。

表 2 - 2 - 5 圏域別排出量（単位：千トン / 年、%）

業 種	排 出 量	構 成 比
合 計	9,514	100.0
宇 摩 圏	5,009	52.7
新居浜・西条圏	1,787	18.8
今 治 圏	603	6.3
松 山 圏	1,100	11.6
八幡浜・大洲圏	774	8.1
宇 和 島 圏	242	2.5

(2) 処理・処分状況

県内で発生した産業廃棄物（9,637千トン）の発生から処理までの概要は、図 2 - 2 - 3 のとおりである。

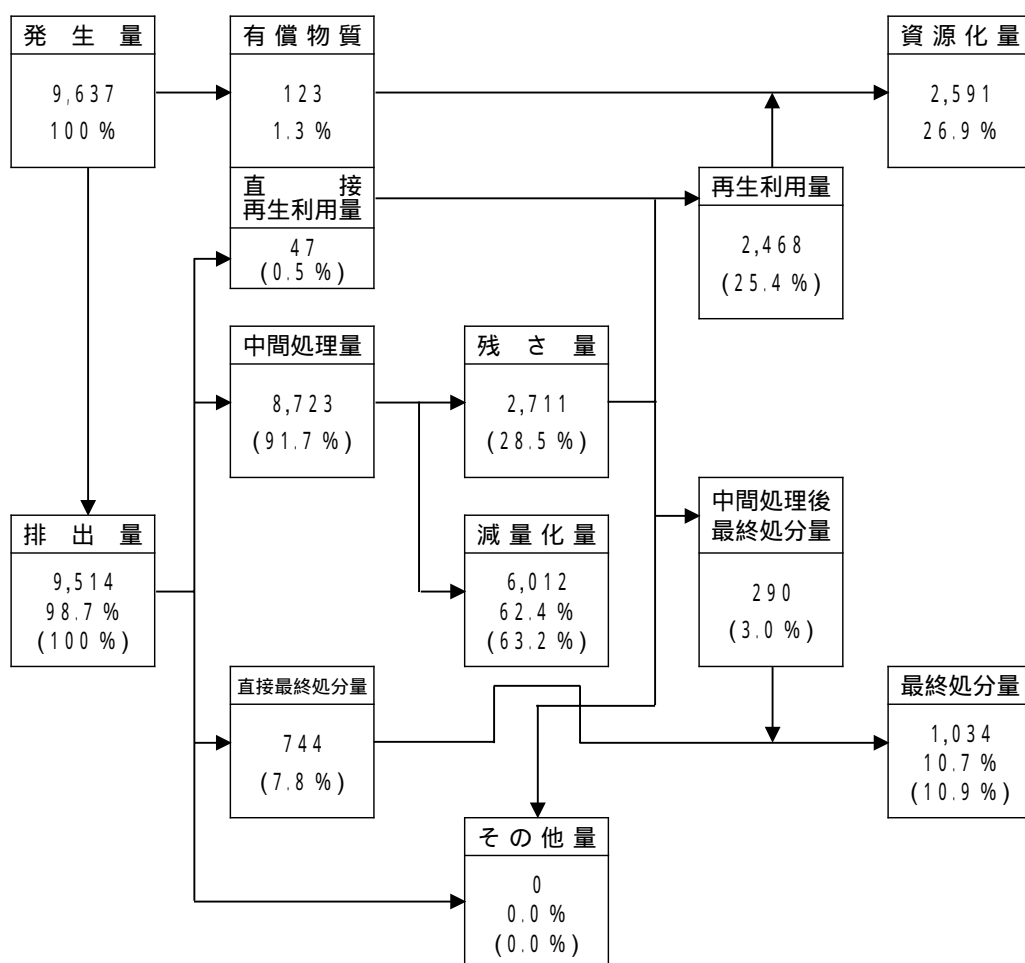
資源化状況を見ると、排出事業者自らが再生利用し、又は他人に有償で売却したものと、処理業者が中間処理後再生利用したもの等を含めた資源化量の合計は、2,591千トン（資源化率26.9%）となっている。

減量化状況を見ると、排出事業者自らが中間処理を行って減量したものと、自治体や処理業者が中間処理を行って減量したものを含めた減量化量の合計は、6,012千トン（減量化率62.4%）となっている。

最終処分状況を見ると、排出事業者自らが埋立処分したもの、自治体処理業者が未処理のまま最終処分したもの、さらに、自治体や処理業者が中間処理後に最終処分したものを含めた最終処分量の合計は、1,034千トン（最終処分率10.7%）となっている。

図 2 - 2 - 3

(単位：千 t / 年)



注 1) () は発生量に対する割合を示す。

(3) 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可状況

他人の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理を業として行う者は、知事の許可を受けることが義務付けられている。平成 18 年度末の産業廃棄物処理業者の許可件数は、表 2 - 2 - 6 のとおり、収集・運搬業が 1,382 業者で全体の 87.3% を占めており、処分業が 201 業者となっている。

また、特別管理産業廃棄物処理業者の許可件数は、206 業者で、その内訳は、表 2 - 2 - 7 のとおりとなっている。

表 2 - 2 - 6 産業廃棄物処理業の許可状況

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

		収集運搬業	処分業	計
平成 17 年度までの許可		1,317	195	1,512
平成 18 年度	新規許可	116	12	128
	更新許可	154	13	167
	変更許可	(39)	(9)	(48)
	失効	38	1	39
	廃止	13	5	18
累 計		1,382	201	1,583

表 2 - 2 - 7 特別管理産業廃棄物処理業の許可状況

(平成19年3月31日現在)

		収集運搬業	処 分 業	計
平成17年度までの許可		174	14	188
平成18年度	新規許可	20	1	21
	更新許可	16	0	16
	変更許可	(3)	(0)	(3)
	失 効	3	0	3
	廃 止	0	0	0
累 計		191	15	206

(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況

汚泥の脱水施設、最終処分場等18種類が産業廃棄物処理施設として定められており、知事の許可を受けることが義務付けられている。平成18年度末の産業廃棄物処理施設は、表2-2-8のとおり470施設となっており、その内訳は、中間処理施設425施設、最終処分場45施設となっている。

表 2 - 2 - 8 産業廃棄物処理施設の設置状況

(平成19年3月31日現在)

施 設 の 区 分		許 可
中 間 処 理 施 設	汚 泥 の 脱 水 施 設	241
	汚 泥 の 乾 燥 施 設	4
	汚 泥 の 焼 却 施 設	13
	廃 油 の 油 水 分 離 施 設	1
	廃 油 の 焼 却 施 設	4
	廃 酸 ・ 廃 アルカリの中和施設	1
	廃 プラスチック類の破碎施設	3
	廃 プラスチック類の焼却施設	5
	木くず又はがれき類の破碎施設	136
	汚泥のコンクリート固形化施設	3
	シ ア ン の 分 解 施 設	1
上 記 以 外 の 焼 却 施 設	13	
最 終 処 分 場		45
合 計		470

(5) 特別管理産業廃棄物の種類別・業種別排出状況

特別管理産業廃棄物の種類別・業種別排出状況は、表2-2-9及び以下に示すとおりである。

平成17年度に実施した実態調査によると、平成16年度の排出量は、10,351トンであり、種類別に見ると感染性廃棄物が5,510トンで最も多く、全体の53%を占めている。次いで、廃酸が1,832トン(18%)、廃油が1,760トン(17%)、特定有害産業廃棄物が1,160トン(11%)、廃アルカリが89トン(1%)となっている。

業種別では、サービス業等(主に病院)が5,563トンと最も多く、全体の54%を占めており、次いで、製造業が4,660トン(45%)となっており、この2業種で99%を占めている。

表 2 - 2 - 9 種類別・業種別排出状況（平成 17 年度実態調査結果）（単位：トン / 年）

業 種	種 類	合 計	廃 油 (引火点が 70 未満)	廃 酸 (PHが2.0 以下)	廃アルカリ (PHが12.5 以上)	感 染 性 産 業 廃 棄 物	特 定 有 害 産 業 廃 棄 物
合 計		10,351 (100)	1,760 (17)	1,833 (18)	89 (1)	5,510 (53)	1,160 (11)
建 設 業		5 (0)	-	-	-	-	5 (0)
製 造 業		4,660 (45)	1,705 (17)	1,750 (17)	68 (1)	6 (0)	1,131 (11)
電 気・水 道 業		27 (0)	-	6 (0)	20 (0)	0 (0)	0 (0)
運 輸・通 信 業		58 (1)	-	58 (1)	-	-	-
卸・小 売 業		40 (0)	6 (0)	-	-	13 (0)	21 (0)
サ ー ビ ス 業		5,563 (54)	48 (1)	19 (0)	1 (0)	5,492 (53)	2 (0)

注 1 表中の「-」は、1kg未滿を表す

2 ()は、排出量の合計を 100%とした構成比である。

(6) 不法投棄の現状

県内の 1 件当たり 10 トン以上（特別管理産業廃棄物については発生量に関係なし）の産業廃棄物の不法投棄は、平成 16 年度 5 件 30,865t、平成 17 年度 10 件 17,844t、平成 18 年度 14 件 991 t で、中でも、建設系廃棄物の不法投棄が 29 件と目立っている。これらの原因としては、○事業者の遵法意識の欠如、○建設業界の過当競争、○最終処分料金の高騰などが考えられている。

また、不法投棄を巡っては、○産業廃棄物と断定し難い建設汚泥の投棄、○船舶による地方港湾への陸揚げ、○不法投棄実行者の特定の困難性などの問題に直面しており、今後、更に悪質、広域化することが懸念されている。

2 対 策

産業廃棄物の最終処分場の逼迫や、ダイオキシン問題、不法投棄等の問題を踏まえ、数次に及ぶ廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、マニフェスト制度の見直し、野焼きの禁止並びに罰則の強化等がなされたことから、この法改正に対応するため、事業者に対する法令講習会による排出事業者処理責任の周知徹底や、警察 OB を適正処理指導員として配置するなど不法投棄等不適正処理の未然防止対策を講じた。

(1) 産業廃棄物処理業者研修

産業廃棄物処理業者の資質の向上を図るため、優良産業廃棄物処理業者育成研修会を（社）愛媛県産業廃棄物協会に委託して実施した。

その概要は、表 2 - 2 - 10 のとおりである。

表 2 - 2 - 10 研修会の開催状況

期 間	平成 18 年 9 月 4 日
場 所	松山市南堀端 2 - 3 リジェール松山
受 講 者	119 名
講 義	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理行政 ・環境ビジネスに関する概論 ・経営管理（経営、労務マーケティング）

法令講習会の開催

排出事業者及び処理事業者を対象に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令等の説明会を表2-2-11のとおり開催し、その周知徹底を行い資質の向上を図った。

表2-2-11 法令講習会開催状況

日 時	会 場（住 所）	参 加 者
平成19年2月20日（火） 10時00分～	西条地方局 西条市喜多川796-1	140人
平成19年2月20日（火） 13時30分～	今治建設会館 今治市北宝来町2-3-17	66人
平成19年2月26日（月） 13時30分～	松山地方局 松山市北持田町132	161人
平成19年3月1日（木） 13時30分～	宇和島地方局 宇和島市天神町7	93人
平成19年3月6日（火） 13時30分～	八幡浜地方局 八幡浜市北浜1-3-37	95人

(2) 事業者、処理業者の監視・指導

産業廃棄物処理施設適正管理指導

ア 立入調査

最終処分場の施設の管理状況を監視・指導するため、立入調査を実施し、維持管理基準及び処理基準の遵守状況、維持管理記録簿の整備状況等の確認・指導を行った。

表2-2-12 最終処分場立入調査状況

所管保健所名	安定型処分場	管理型処分場
四 国 中 央	-	2
西 条	-	6
今 治	3	-
松 山	1	1
八 幡 浜	18	1
宇 和 島	8	-
合 計	30	10

イ 最終処分場水質検査

県下の産業廃棄物最終処分場について、放流水や浸透水等の水質検査を実施した（資料編11-8参照）。

管理型最終処分場

- ・検査対象施設数 8施設
- ・検査回数 3～6回
- ・検査項目 生活環境項目 水素イオン濃度等7項目
有害物質 カドミウム等27項目

安定型最終処分場

- ・検査対象施設数 30施設
- ・検査回数 1回

- ・ 検 査 項 目 生活環境項目 水素イオン濃度等 2 項目
有 害 物 質 カドミウム等 23 項目

廃棄物焼却施設の立入調査

産業廃棄物焼却施設の構造基準、維持管理基準、ダイオキシン類排出基準等への対応状況の確認及び指導のため、立入調査を行った。（資料編 11 - 9 参照）。

- ・ 立入調査回数 年 1 回
- ・ 基準の遵守状況 すべての施設が基準に適合

表 2 - 2 - 13 排ガスのダイオキシン類測定結果

施設数	測定結果 (ng / Nm ³)		
	最小値	最大値	平均値
31	< 0.01	10	0.93

（平成 18 年度休止中の施設を除く。）

(3) 愛媛県廃棄物処理施設設置審査会の開催

廃棄物処理施設のうち、焼却施設、最終処分場等の設置許可に当たって、専門的知識を有する者の生活環境保全上の見地からの意見を聴取するため、愛媛県廃棄物処理施設設置審査会を開催している。

- ・ 設置年月日 平成 10 年 6 月 17 日
- ・ 委員構成 6 名（学識経験者）
- ・ 開催状況 1 回
- ・ 開催内容

日 時：平成 19 年 2 月 21 日

場 所：県議会議事堂 4 階 環境保健福祉委員会室

議 案：産業廃棄物処理施設設置等事前協議について

大王製紙株式会社（四国中央市）産業廃棄物焼却施設（設置）

(4) 不法投棄対策防止の強化

産業廃棄物の不法投棄や野焼き、不適正な土砂などの埋立てなどを防止し、快適な生活環境づくりを推進するためには、その早期発見と早期是正が必要であり、不法投棄防止意識の啓発と監視体制及び不法投棄物の処理体制の確立が重要である。

このため、県では、廃棄物の不法投棄防止対策として、「産業廃棄物監視指導機動班」を編成し、環境パトロールカーによる監視指導や、空からのヘリコプターによる監視を行うとともに、各地方局ごとに、警察、海上保安部、市町等で構成する「不法投棄防止対策推進協議会」を設置したり、法令講習会を開催するなど監視指導や意識啓発に努めている。

また、悪質、広域化する産業廃棄物の不法投棄事件等に迅速、的確に対応するため、県警との連携強化を図り、平成 12 年度から、廃棄物対策課に現職警察官を配置し、不法投棄監視体制の強化を図るとともに、平成 12～15 年度の 3 ヶ年で不法投棄が業務時間外に行われていたケースを考慮し、夜間、休日における巡回監視を民間警備会社に委託し、業務時間外の不法投棄の監視を実施した。

さらに、平成 14 年度からは警察 OB を西条・松山・宇和島の 3 地方局に各 1 名、平成 16 年度

からは今治、八幡浜地方局にも各1名配置したほか、監視モニターの委嘱、不法投棄110番の設置、監視カメラの活用、収集運搬車両の検問など、不法投棄の未然防止、早期発見、早期是正に努めている。

地方局ごとに「不法投棄防止対策推進協議会」を設置し、次の事項に係る具体策を効果的に推進するため実施方法等の打合せを行った。

- ・不法投棄防止のための監視
- ・不法投棄防止に関する意識の啓発
- ・不法投棄物の処理
- ・その他、不法投棄防止のための具体策の推進

また、地域の実情に応じた不法投棄防止活動を迅速かつ的確に行うため、市町及び関係機関等による合同パトロール、不法投棄物の撤去並びに広報誌による啓発等を実施した。

不法投棄等の不適正処理を監視するため、愛媛県消防防災ヘリコプターを活用したスカイパトロールを実施するとともに、各保健所に配備した環境パトロールカーにより、住民からの苦情や通報にも迅速に対応した。

不法投棄の早期発見を図るため、地方局ごとに地区総代などの代表者等を産業廃棄物不法投棄等監視モニターに委嘱して不法投棄等の通報を受け、対応を図った。

- ・監視モニター 150人
- ・監視モニターの業務

産業廃棄物の不法投棄や不審なトラックを発見した場合に、各保健所へ通報する。

廃棄物対策課内に設置しているフリーダイヤル専用電話（産業廃棄物不法投棄110番）により、県民から積極的に通報を受け、早期対応と被害の拡大防止を図った。

（0120-149-530 イヨノクニ、ゴミゼロ 伊予の国ゴミゼロ）

不法投棄の抑止や行為者の特定を目的として、不特定の業者が家屋廃材等を時折搬入する不法投棄現場に監視カメラを設置した。

警察と合同で、産業廃棄物を運搬している車両の検問を実施し、マニフェストの携帯等について確認し、マニフェスト制度の徹底と無許可営業の取締りを行った。

(5) 財団法人愛媛県廃棄物処理センター

廃棄物の適正処理及び最終処分場の安定的・長期的な確保を図るため、平成5年9月、財団法人愛媛県廃棄物処理センターを設立し、東・中・南予の地域特性に応じた処理施設を整備することとしている。

平成12年1月17日から、新居浜市磯浦町の東予事業所で焼却溶融施設の操業を行っており、操業に当たっては、排ガスについて連続的に測定を行うほか、騒音、振動、悪臭、周辺地域の河川水、地下水、土壌、ダイオキシン類等について定期的に調査し、環境法令等の基準を遵守している。

(団体の概要)

- ・所在地 松山市一番町四丁目4番地2
- ・設立 平成5年9月1日
- ・基本財産 1,000万円

- ・役員 理事長 三木 輝久（（社）愛媛県紙パルプ工業会顧問）
副理事長 佐藤 晃一（愛媛大学名誉教授）
専務理事 三好大三郎（愛媛県県民環境部長）
その他理事 6名
監事 2名

（東予事業所の概要）

- ・所在地 新居浜市磯浦町18番78号
 - ・施設概要
 - 焼却・溶融施設
スラグ排出型ロータリーキルン方式 24時間連続運転
 - ・処理能力
 - 焼却・溶融施設 100t / 日（50t / 日 2系列）
 - 破砕機 10t / 日
 - 汚泥乾燥機 53t / 日
 - ・処理物 飛灰、焼却灰、廃タイヤ、下水道汚泥、廃油、廃プラスチック類、感染性廃棄物 等
- 休養施設（研究研修施設を併設）
- 1階 入浴施設、休憩室 焼却・溶融施設の余熱利用
 - 2階 多目的ホール、和会議室
- 研究研修施設
- 分析室 焼却・溶融施設2階 クリーンルーム、各種分析機器
 - 会議室 管理棟2階、休養施設2階

第3節 資源循環型社会の推進

1 循環型社会形成推進の普及啓発

えひめ循環型社会推進会議の開催

「第二次えひめ循環型社会推進計画」の推進組織であるえひめ循環型社会推進会議を開催し、今後の方針等について検討を行った。

- ・委員 関係団体の長から推薦のあった委員20名及び公募委員3名
- ・開催日 平成18年8月23日(水)
- ・議題 各構成団体の活動等について ほか

えひめ循環型社会推進計画評価委員会の開催

「第二次えひめ循環型社会推進計画」の進捗状況について協議するため、えひめ循環型社会推進計画評価委員会を開催した。

- ・委員 外部の学識経験者7名
- ・開催日 平成18年10月31日(火)
- ・議題 第二次えひめ循環型社会推進計画の推進について ほか

県・市町村循環型社会推進連絡会議の開催

県(保健所を含む。)と市町間の連携を密にし、循環型社会を構築するため、連絡会議を開催し、廃棄物の減量に向けた取組などについて意見交換を行った。

2 使用済自動車の再資源化の推進

使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)の施行により、使用済自動車の引取り又はフロン類の回収については知事の登録、解体又は破碎については知事の許可が必要となったため、各保健所において関連事業者の登録・許可及び指導を行った。

(平成18年度末の登録許可業者数は表2-2-14のとおり)

表2-2-14 自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可状況 (平成19年3月31日現在)

保健所	区分	登録業者数		許可業者数		
		引 取 業	フロン類 回 収 業	解 体 業	破 碎 業	
					破碎前処理	破碎処理
西 条		345	79	25	14	0
今 治		180	39	17	5	1
松 山		146	23	8	3	0
八 幡 浜		174	35	8	3	0
宇 和 島		129	19	9	2	0
複数保健所管内		26	13	0	0	0
県 計		1,000	208	67	27	1

3 資源リサイクル活動の推進

(1) 資源循環優良モデル認定制度の実施

優良なリサイクル製品、廃棄物の発生抑制や再資源化等に積極的に取り組んでいる事業所や店舗を優良モデルとして認定し、他の事業所等に波及させることにより、資源循環型社会を構

築していくため、「資源循環優良モデル認定制度」を実施し、認定一覧のパンフレットを作成し、市町等へ配布した。

また、県が認定した製品や事業所・店舗であることを示すシンボルマークを作成し、認定製品の包装等への印刷や事業所等にステッカーを配布し、資源循環の取組について、県民の理解と協力を更に深めるよう努めた。

平成 18 年度認定状況（19.2.16 認定証交付）

- ・優良リサイクル製品（2 製品）
- ・優良循環型事業所（1 事業所）
- ・優良エコショップ（1 店舗）

(2) エコビジネス支援事業の実施

環境産業の育成・振興、企業間ネットワークの構築を図るため、環境ビジネスに積極的に取り組む県下事業所に対して、エコビジネス支援プログラム「えひめエコビジネスフェア 2006」を開催し、販路の拡大、企業間相互の交流やネットワーク形成の契機となる場の提供を行った。

「えひめエコビジネスフェア 2006」開催状況

- ・開催日時：平成 18 年 11 月 9 日
- ・開催場所：愛媛県紙産業研究センター
- ・開催内容：愛媛県資源循環優良モデル展示会
- ・出展企業：13 社

4 愛媛エコタウンプランの推進

国のエコタウン事業として平成 18 年 1 月に承認を受けた「愛媛エコタウンプラン」の一層の具体化を図るため、中核事業に位置付けた「製紙スラッジのゼロエミッション」についての事業化や施設整備に向けた取組を行うとともに、瀬戸内 5 県で実現可能な広域エコタウン連携施策についての協議を行った。

- ・「愛媛エコタウンプラン」の概要

< 基本コンセプト >

ゼロエミッションを目指した地域循環システムの構築

新技術・新システムを用いた全国のモデルとなるリサイクル

雇用の創出、地域活性化への貢献

< 核となるハード事業の概要 >

製紙スラッジ焼却灰のゼロエミッション事業

5 溶融スラッグの有効利用

下水道汚泥やごみ焼却施設から発生する飛灰・焼却灰等を焼却・溶融することにより生じるスラッグについては、12 年度から廃棄物のリサイクルや海砂の代替等としての活用を検討しており、12 年度は、加工処理を行うことによりアスファルト舗装用骨材として有効に活用できるとの結論を得た。13 年度はこれに引き続き、コンクリート二次製品用骨材としての活用を検討した結果、溶融スラッグは、インターロッキングブロック及びコンクリート平板用骨材として、環境安全性上

及び物理強度試験上、再利用できるとの結論を得た。

また、14年度から2箇年にわたり、溶融スラグのゼオライト化について研究した結果、溶融スラグは酸による前処理とアルカリ処理を行うことで比較的良質のゼオライトに転換できることが確認され、環境安全性についても問題ないことが確認された。

17年度からは、これまでの検討結果を踏まえ、(財)愛媛県廃棄物処理センターで発生する溶融スラグは、アスファルト舗装用骨材として東予地区(ただし、越智郡島しょ部は除く。)のアスファルト舗装公共工事に利用されている。

6 資源循環促進税の導入

産業廃棄物行政に当てる財源を確保し、これを原資として、産業廃棄物の排出抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策を展開するとともに、課税行為それ自体により事業者の排出抑制を誘引して、循環型社会の構築を推進していくため、平成18年10月17日に「愛媛県資源循環促進税条例」を公布し、本年4月1日から施行した。

税収は、産業廃棄物の排出抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に充て、循環型社会の早期実現を図ることとしている。